|  |
| --- |
| №21-41　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年2月4日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**http://www.zenhokyo.gr.jp**](http://www.zenhokyo.gr.jp/) **〕** |

－今号の目次－

* 【情報提供】 新型コロナウイルス感染症に関する各地域の状況等について（全国保育協議会） １
* 事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡（濃厚接触者の待機解除、抗原定性検査キットの発注、追加接種における優先接種）の周知について」 4
* 事務連絡「感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知について」 5

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　【情報提供】 新型コロナウイルス感染症に関する各地域の状況等について（全国保育協議会）**

オミクロン株による感染は保育所等にも急拡大し、さまざまな課題が出ています。

全国保育協議会では、そうした課題や各地の取り組み等の参考情報を共有すべく、下記について、1月31日に常任協議員を対象に各地域の状況等を確認しました（提供いただいた状況はその時点のもので、その後更新されている可能性があります）。

なお、新型コロナの感染状況は地域によって異なるのはもちろん、保育所等を取り巻く環境や条件も地域によってさまざまです。また、その状況も日々変動しています。下記の掲載情報の内容は常に更新・変更されるものであり、正誤を判断・確認しているものでもありません。情報が少なく混乱する状況を避けることを目的に提供するものとなりますので、各地域での状況を踏まえて、各地域での対応の参考として、お取り扱いください。

|  |
| --- |
| 確認事項  ・保育所等における濃厚接触者の判断基準について  ・濃厚接触者（保育者）の解除にあたっての抗原検査キットについて  ・濃厚接触者（子ども）の待機期間の解除について  ・保育者に対する３回目のワクチン接種について  ・休園の取り扱い等 |

・保育所等における濃厚接触者の判断基準について

感染者数が多くなっている地域では、保健所業務の逼迫により、保育所自らが濃厚接触者の特定を行わざるを得なくなっている地域もあります。保育所等が濃厚接触者を判断するための基準等に関する自治体からの提供状況について確認したところ、判断基準を示している自治体のうち、下記の2自治体はホームページに掲載されておりましたので、情報が公開されている判断基準について、参考として下記にお示しします。

|  |
| --- |
| * 北海道　<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html>   （上記ホームページの「調査の手順」の項目に「保育園・幼稚園用」が掲載）   * 横浜市　<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/000000000.html>   （上記ホームページの「3.保育所等の休園等について」の2月1日付「オミクロン株の急激な感染拡大の状況を踏まえた時限的な措置（休園対応について）」に掲載） |

・濃厚接触者（保育者）の解除にあたっての抗原検査キットについて

1月28日付「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」により、エッセンシャルワーカーである保育者の待機期間は5日となり、解除にあたっての抗原定性検査キットを用いた確認のため、保育所等が抗原定性検査キットを入手することが必要になります。現在、抗原検査キットの入手は難しくなっていますが、地域によって、その対応も下記のとおりさまざまでした。

地域により状況はさまざまですが、保育者の待機期間の短縮とともに解釈が必要となる課題があれば、引き続き国とも共有し、必要な対応を依頼する予定です。

|  |
| --- |
| * 県から配付されているが、使用目的が限定されている（濃厚接触の待機解除のための検査目的では使用できない）。 * 県より休園の保育所等に配付される。 * 薬局やインターネットにて入手。 * 入手困難で手元にない。 * 自治体から配付はなく、各自で購入する。 * 法人で入手したが、職員数を考えると足りない。 |

・濃厚接触者（子ども）の待機期間の解除について

子どもが濃厚接触者となった場合、その待機期間の解除後について確認したところ、こちらも地域の状況によってさまざまでした。それぞれの自治体と十分に確認・相談いただくことが必要だと思われます。

|  |
| --- |
| * 10日間の待機後、登園可としている（保護者の判断で自主的な検査を実施）。 * 保育所等では判断はしていない。 * 待機期間後に条件付きで登園可としている（体調は万全か、感染のために待機している家族はいないか等）。 * 症状がない場合は、登園可としている。 |

・保育者に対する３回目のワクチン接種について

保育者に対する3回目のワクチンの優先接種について確認したところ、下記のとおり、地域によってさまざまでした。ワクチンの接種については、自治体の判断となりますので、自治体に働きかけていただくことが必要になります。厚生労働省においても自治体に優先接種を検討するよう依頼していますが（本ニュース2番目の記事参照）、本会としても、引き続き国に要望していく予定です。

|  |
| --- |
| * 具体的には何も決まっていない。 * 要望しているが対応なし。 * 優先接種が認められ、6か月を経過した保育者から順次打てるようになった。 * 企業と連携した優先接種を実施予定。 * 2回目の接種から6か月経過した保育士等の優先接種が2月1日から4日間行われたが、今後の予定は不明。 * 1回目2回目も優先接種であったことから、3回目も同様に優先接種となった。 * 前回は優先接種があり、今回も要望したものの、今回はなしとのこと。 |

なお、報道等では「青森県むつ市」「茨城県水戸市」「東京都豊島区」石川県川北町」「香川県高松市」「北九州市」などでは、保育士等が優先接種対象になっているとのことです。

・休園の取り扱い等

休園の取り扱いを含め、各地の状況を自由にご記入いただきました。下記のとおり、こちらも地域の状況によってさまざまでした。こうした取り扱いや考え方があるとご参考いただければ幸いです。

|  |
| --- |
| * 陽性者が判明した翌日より休園、その後の対応にて解除日が決まる。 * 感染の拡大により、保育士（職員）が配置基準に満たない場合は、家庭保育の協力を自治体と協議のうえ、依頼している。 * 濃厚接触者の特定は、報告書が簡素化され、保健所の逼迫を受けて、その報告書を提出後、行政との協議にて判断すると連絡があった。 * 行政より家庭保育の協力依頼が1月末に発出され、保育料も日割計算となる。 * 保健所のPCR検査が追い付かない状況を考慮し、原則休園は3日となる（ただし濃厚接触者は所定の期間登園を避け、再開後に新たな陽性者が確認された場合は再度臨時休園。 * 陽性者が判明した場合、休園。休園にあたっては、代替職員の配置や休園するクラスを限定するなど、感染者数の状況に応じて、柔軟な対応を検討。 * 陽性者の出たクラスをクラス閉鎖とした。 |

**◆　事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡（濃厚接触者の待機解除、抗原定性検査キットの発注、追加接種における優先接種）の周知について」**

令和4年2月2日、厚生労働省子ども家庭局保育課は都道府県・市町村保育主管部に対し、標記事務連絡を発出しました。

これは、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等から標題に関する事務連絡が発出されたことを受けて、その内容を県・市内の保育所等に周知するよう依頼するものです。

標題の通り、「濃厚接触者の待機期間」「抗原定性検査キットの発注」「ワクチンの追加接種」について下記のとおり示しており、本ニュースNo.21-40で既報の、本会を含む三団体協議会で課題をまとめ、厚生労働省および内閣府に情報共有した内容が反映されたものになっています。

１．濃厚接触者の待機期間について

オミクロン株患者の濃厚接触者について、待機期間を7日間とすること。そのうち、保育所等を含む社会機能の維持のために必要な事業に従事する者については、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性キットを用いた検査で陰性確認ができた場合は、5日目に待機を解除する取扱を実施できる。

２．抗原定性検査キットの発注

抗原定性検査キットについて、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするため、医療機関等に次いで保育所等を含む社会機能の維持のために必要な事業が優先的な発注等の対象になっている。

３．ワクチンの追加接種について

3回目のワクチン接種について、自治体の判断により、保育所等を含む地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うよう検討を依頼。

内容の詳細は別添資料1をご確認ください。

**◆　事務連絡「感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知について」**

令和4年2月3日、厚生労働省子ども家庭局保育課より標記事務連絡を発出されました。

これは、令和4年1月31日に一部改正された事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限に解除に関する取扱い」において整理された内容の周知を依頼するものであり、その内容は下記のとおりとなります。

* 感染者の就業制限は、宿泊療養または自宅療養の日数を経過した時点で解除

→〔事務連絡原文〕　（感染者の）就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点（日数を経過した時点）で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。

* 感染者の就業制限の解除は医療保健関係者の確認を経て行われるため、職場等に証明を提出する必要はない

→〔事務連絡原文〕　（感染者の）就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。

* 濃厚接触者の待機解除にあたり、職場等に証明を提出する必要はない

→〔事務連絡原文〕　濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

あわせて、現状抗原定性検査キットは、需給が逼迫していることから、濃厚接触者の待機期間の短縮（7日から5日へ）のためにのみ使用するよう依頼がされています。

内容の詳細は別添資料2をご確認ください。